

第10回定期総会議事録

1、日時	令和4年10月5日(水)
2、場所	中津市役所 3階 会議室
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、8番中原委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員10名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、村本、浦野、岡崎、尾家)
4、欠席委員	6番田畑委員、7番多村委員、9番石川委員、10番田上委員、最適化推進委員12名(武信、加藤、岩渕、北山、高橋、鷹崎、井上、北村、葦、江島、苅北、新谷)
5、事務局	用松局長、井倉次長、桑島次長、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	2番坪根委員、15番村上委員
用松局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中10名の出席であります。農業委員会に関する法律第20条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議長 (中原会長)	それでは、只今より令和4年第10回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員を2番坪根委員、15番村上委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議長	それでは、1番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。

3番（高倉）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するとのことでございます。
議長	ただいま、1番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 それでは、2番3番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議長	それでは、2番3番について、調査の報告を奥委員にお願いします。
5番（奥）	（2番3番の申請地の場所について説明） 2番3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するとのことでございます。
議長	ただいま、2番3番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、2番3番について当委員会は承認と致します。 それでは、4番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議長	それでは、4番について、調査の報告を岡崎推進委員にお願いします。
岡崎推進委員	（4番の申請地の場所について説明） 4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するとのことでございます。

議 長	ただいま、4番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は承認と致します。 それでは、5番について、議案の説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、5番について、調査の報告を玉麻委員をお願いします。
13番 (玉麻)	(5番の申請地の場所について説明) 5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は非農地証明申請するとのことでございます。
議 長	ただいま、5番について、調査の報告が玉麻委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号 議 長	農用地利用集積計画 (案) について 議第2号農用地利用集積計画 (案) の利用権設定について、審議に入る前に橋本委員、坪根委員、白木原委員、中原委員、苅北推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので、一時退室をお願いします。
議長代理 (百留委員)	橋本委員、坪根委員、白木原委員、中原委員、苅北推進委員 退室、 それでは、農用地利用集積計画 (案) の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (田中)	(農政振興課 担当 説明)

<p>議長代理 (百留委員)</p>	<p>ただいま、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長代理 (百留委員)</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。</p> <p>橋本委員、坪根委員、白木原委員、中原委員、苅北推進委員は、入室ください。</p> <p>橋本委員、坪根委員、白木原委員、中原委員、苅北推進委員 着席</p> <p>それでは、議第2号農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
<p>農政振興課 (田中)</p>	<p>ただいま、農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>全委員</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議第2号農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
<p>議案審議 議第3号</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井倉）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、1番について、調査の報告を廣津推進委員にお願いします。</p>
<p>廣津推進委員</p>	<p>(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありま</p>

		<p>せん。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長		<p>ただいま、1番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませぬか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。それでは、2番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井倉)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>それでは、2番について、調査の報告を白木原委員にお願いします</p>
4番 (白木原)		<p>(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長		<p>ただいま、2番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませぬか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。それでは、3番4番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井倉)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>それでは、3番4番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。</p>
村本推進委員		<p>(3番4番の申請地の場所について説明) 3番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われませぬ。</p>

<p>議 長</p>	<p>4番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、3番4番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p> <p>異議なしと認め、3番4番について当委員会は許可と致します。</p> <p>5番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので、一時退室をお願いします。</p> <p>橋本委員 退室、</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、5番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井倉）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、5番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。</p>
<p>村本推進委員</p>	<p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>5番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、5番について、村本推進委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。</p> <p>橋本委員は、入室してください。</p> <p>橋本委員 着席</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、6番について、議案の説明をお願いします。</p>

事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、6番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	（6番の申請地の場所について説明） 6番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、6番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。それでは、7番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、7番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	（7番の申請地の場所について説明） 7番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、7番について、調査の報告がよりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第4号	農地転用事業計画変更申請に関する件について
議 長	議第4号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番の議案の説明をお願いします。

事務局（井倉）	議案朗読
議 長	1 番について現地調査の報告を白木原委員にお願いします。
4 番（白木原）	（1 番の申請地の場所について説明） 1 番について報告いたします。当初一般住宅用地として転用許可を受けましたが、自宅建築が出来ないままになっていた、今回事業継承者より、譲渡できないかとの要望があり、計画変更を行うことになりました。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水と隣接する道路側溝へ放流する計画です。境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1 番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1 番について当委員会は許可と致します。それでは、2 番 3 番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	2 番について現地調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	（2 番の申請地の場所について説明） 2 番について報告いたします。資材置場用地として整備する計画であったが、今回自己所有の隣接地を含めて敷地拡張する計画です。雨水排水は自然浸透及び既設側溝へ放流するので周囲に及ぼす影響ないもの思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、2 番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2 番について当委員会は許可と致します。



<p>議案審議 議第5号 議 長</p>	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井倉）</p>	<p>議案朗読（申請者死亡により、議案の取り下げとなりました。）</p>
<p>議案審議 議第6号 議 長</p>	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井倉）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1番2番3番について現地調査の報告を廣津推進委員にお願いします。</p>
<p>廣津推進委員</p>	<p>（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。転用目的は、所有権移転贈与による一般住宅用地の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は北側水路へ放流する計画です。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告します。転用目的は、所有権移転贈与による進入路用地の申請です。雨水は地下浸透及び北西側道路側溝へ放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>（3番の申請地の場所について説明） 3番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による進入路用地の申請です。雨水は地下浸透及び北西側道路側溝へ放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、1番2番3番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番2番3番について当委員会は許可と致します。 4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので、一時退室をお願いします。
	橋本委員 退室
議 長	それでは、4番について、議案の説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、4番について現地調査の報告を廣津推進委員にお願いします。
廣津推進委員	(4番の申請地の場所について説明) 4番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による貸店舗・駐車場用地の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は隣接水路へ放流する計画です。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、4番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は、入室してください。
	橋本委員 着席
議 長	それでは、5番について、議案の説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、5番について現地調査の報告を高倉委員にお願いします。

<p>3番（高倉）</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局（井倉）</p> <p>議 長</p>	<p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>5番について報告します。転用目的は、賃借権設定（35年）による貸店舗用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し雨水排水とともに敷地内で集水し東側道路側溝へ放流する計画です。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、5番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。それでは、6番について、議案の説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p> <p>それでは、6番について現地調査の報告を白木原委員をお願いします。</p>
<p>4番（白木原）</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局（井倉）</p> <p>議 長</p>	<p>（6番の申請地の場所について説明）</p> <p>6番について報告いたします。転用目的は所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水は北側道路側溝へ放流する計画です。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、6番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。それでは、7番について、議案の説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p> <p>それでは、7番について現地調査の報告を濱田推進委員をお願いします。</p>

濱田推進委員	<p>(7番の申請地の場所について説明)</p> <p>7番について報告いたします。転用目的は所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水は敷地内で集水し北東側道路側溝へ放流する計画です。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、7番について、調査の報告が濱田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。それでは、8番9番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井倉)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、8番9番について現地調査の報告を村本推進委員にお願いします。</p>
村本推進委員	<p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>8番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による駐車場用地の申請です。雨水は自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>9番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による鉄塔用地の申請です。雨水は自然浸透で処理する計画です。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、8番9番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>

議 長	異議なしと認め、8番9番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号 議 長	議第7号の非農地証明願に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	ただいま非農地証明願に関する件について、議案の説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第8号 議 長	議題8号その他について、議案の説明をお願いします。
用松局長	その他について
議 長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第2号、農地利用集積計画（案）について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第4号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、</p> <p>。</p> <p>議題5号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議第6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。</p>

以上を持ちまして、第10回定期総会を閉会いたします。